



村議中島由美子通信

発行者 / 中島由美子後援会 会長 小野関 武利



お約束どおり、村議として8か月の任期中で4年分の仕事を目指しました!

報酬支払明細書
中島由美子 様 3月分

報酬額
210,000



4年に一度のイベント

新型コロナウイルスの収束が見通せないなか、変異株の出現などで厳しい状況が続くことが想定され、1年延期された東京五輪・パラリンピックについて、海外からの一般観客受け入れを断念することが3月20日に決定されました。

国内観客数にあっては、会場の収容人数の50%案を軸に検討されているようですが、サッカーなどの大規模会場は、さらに制限がかかる可能性があるようです。榛東村にありましても、4年に一度の村会議員選挙というイベントが行われますが、「村議会とは」について、再認識を頂ければと思います。

議会は住民を代表する公選の議員をもって構成され、地方公共団体の意思決定機関であり、議会と執行の長は対立の原則を基本にしながら、相互に抑制と均衡によって、いずれかの独善と専行を防止する体制になっています。執行機関の長は、議会の議決を経たうえで諸々の事務を執行することとされ、独断専行を許さない体制になっています。長・議会ともに住民の直接公選による機

関であり、互いに独立し、その権限を侵さず侵されずの対等の立場にあります。

現状では、多くの政策は執行機関の側で作られ、議会に提案されていますが、議員は本会議や委員会での質問・質疑・修正案を通して、政策形成過程に参画し、予算・契約・条例等の審議において、最終的な地方公共団体の意思決定を行うものです。また、議員立法により、直接的に政策の提案を行うこともできます。条例・予算は議会が決定し重要な行政執行についても議会の決定を経ることを前提としていて、執行の長が提案した案件に対して、可否を表明することが議会の最も重要な使命であり、職責とされています。

また、議会が決定した政策に対し、執行機関の行財政の運営や事務処理など、適法・適正・公平・効率的に執行されているかを、批判し監視することが求められています。榛東村の4年に一度のイベント参加することに村をよくする大きな意義があります。

中島由美子後援会 会長 小野関 武利

鉄鋼スラグ問題は協定締結で平成28年に解決済みだった!

大同特殊鋼(株)の鉄鋼スラグ問題!!!! 平成27年1月8日に大同特殊鋼(株)渋川工場より、「納品した再生砕石へのスラグ材混入率が基準値を超えていた。」との突然の報告が前村長に行われ、急きょ、大同特殊鋼の費用において現地の土壌調査と追加の湧水検査などを行っている最中の村長選で真塩卓氏に変わりました。

その後、榛名カントリークラブ跡地の造成に関し、平成27年12月9日から榛東村長真塩卓氏並びに議会の2名の議員から年中行事のように毎年スラグ問題を議会に取り上げて、「隠ぺいだの背信行為だ」と村を騒がしていました。しかし、村議中島が村へ情報公開請求の結果、当初の覚書の流れで、スラグ処理の費用負担が明確に協定されていました。「住民の安全、吉岡の水源」と発言していましたが、必要な処理ならそれが事実なら、大同特殊鋼(株)との基本協定により一刻も早くするべきであったことをここにお知らせします。

回 議 用 紙

分類記号	保存期間	開・不開示区分	全部開示		(不開示部分)
H-01-01 A201501527	永年				
決裁区分		起案者	不開示理由		
村長			所属・係	建設課	起案年月日
村長	副村長	課長	課長補佐	課員	
合議欄		課長	課長補佐	課員	
産業振興課					
生涯学習課					
(件名) 榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書及び個別協定書について					
(伺い) 標記の件について、別紙案のとおり基本協定及び個別協定を締結してよろしいか伺います。					

村がすると決めて、協議すれば大同さんの費用で処理できた!

第4条で処理の費用負担を明記

前村長の覚書(案)は、「村と大同さんが協議し、大同さんの費用で大同さんが行う処理工事。この協定書は、「村と大同さんが協議し、大同さんの費用で村が建設会社を指名し処理工事を行う」としているところが大きな違いのようです。

榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書

榛東村(以下「甲」という。)と大同特殊鋼株式会社(以下「乙」という。)とは、榛東村発注の工事(以下「工事」という。)において使用された乙が製造した鉄鋼スラグ製品(以下「鉄鋼スラグ製品」という。)に関する調査、対策工事等(以下「処理」という。)について、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、工事で使用された鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本的事項を定め、鉄鋼スラグ製品の処理を図ることを目的とする。

(処理の範囲)

第2条 本協定を適用する範囲は、別添に示すとおりとする。

(処理の施工及び費用負担)

第3条 鉄鋼スラグ製品の処理については、甲の規定に基づき甲が施工するものとし、これに要する費用は両者協議の上合意した範囲で乙が負担する。なお、詳細については、甲乙が協議の上、個別の協定等を別途締結するものとする。

2 今後、維持管理において発生する鉄鋼スラグ製品の処理に必要な費用の負担については、その都度甲乙が協議の上、個別の協定等を別途締結するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通保有する。

平成28年3月28日

群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

甲 榛東村
榛東村長 真塩 卓

愛知県名古屋市中区東桜一丁目1番10号

乙 大同特殊鋼株式会社
代表取締役社長 嶋尾 正

